

一般社団法人長久手市観光交流協会

会 員 規 程

平成31年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長久手市観光交流協会定款（以下「定款」という。）第6条第2項の規定に基づき、一般社団法人長久手市観光交流協会（以下「本協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 観光事業に関係のある者並びに本協会の目的及び趣旨に賛同する法人又は団体は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

2 正会員は以下の一般と団体の2つの区分に分けるものとする。

- (1) 一般の区分／企業、神社・仏閣、その他観光イベント実施団体
- (2) 団体の区分／同業種組合及び商工・観光関係団体

(賛助会員)

第3条 本協会事業に賛同し協賛をする個人、法人又は団体は、賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の一般社団法人長久手市観光交流協会入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、会員種別・区分に応じて年会費を納入しなければならない。

2 10月1日以降の年度の中途において入会した者の会費は下記の金額の半分の額とする。

- | | | |
|-------------|----|-------------------|
| (1) 正会員（一般） | 年額 | 1万円以上（1口1万円、1口以上） |
| (2) 正会員（団体） | 年額 | 1万円以上（1口1万円、1口以上） |
| (3) 賛助会員 | 年額 | 5千円以上（1口5千円、1口以上） |

(会費の納期)

第6条 前条の会費は、年度開始後、すみやかに会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、年額5万円以上の会費を納入する会員にあっては、納期の変更又は分割納入を申し出ることができる。

(会費の免除)

第7条 理事会は、次のいずれかに該当するときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず会費の免除を議決することができる。

- (1) 特に多額の会費を納入する会員から会費の免除申請があった場合
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める会員から会費の免除申請があった場合
- (3) 定款第30条に定める名誉会長等である場合

(退 会)

第8条 会員は一般社団法人長久手市観光交流協会退会届(様式第2号)を提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(再入会)

第9条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、理事会において再入会の可否を決定し申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会できない。

2 定款第9条の規定により除名された者は、会員資格喪失後3年間は再入会を認めない。

附 則

1、この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2、この規程は令和元年5月1日より施行する。

様式1号(第4条関係)

一般社団法人 長久手市観光交流協会会員入会申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 長久手市観光交流協会 代表理事 様

貴協会の目的に賛同し、会員として加入を申し込みます。

名 称	
代表者氏名	印
住 所	〒
電話番号	
メールアドレス	
Fax 番号	
業種又は 事業内容	下記の該当する□にチェックを入れてください。 □団体・組合 □文化・まつり □神社・仏閣 □法人企業 □交通機関 □金融機関 □製茶 □菓子製造販売 □飲食品製造 □飲食店 □酒類販売 □食品販売 □工芸 □花卉園芸 □レジャー施設 □その他

会費は下記口数を引き受け、払い込みは所定の期日までに納入します。

口 数	口 ※申込口数を記入してください
区 分	() 正会員 (一般・団体) ※該当する方に○印を付してください () 賛助会員 (個人・法人・団体) ※該当する方に○印を付してください
金 額	円 ※正会員 一般・団体:1口 10,000円/年額 ※賛助会員 1口 5,000円/年額

様式 2 号(第 8 条関係)

一般社団法人 長久手市観光交流協会 退会届

平成 年 月 日

一般社団法人 長久手市観光交流協会 代表理事 様

このたび下記の理由により貴会を退会したいので、よろしくお取り計らい願います。

退会理由	
住 所	〒
名 称	
代表者氏名	印
電話番号	